

さいたま市指定喫煙場所管理業務 仕様書

本業務は、さいたま市が路上喫煙禁止区域等に設ける指定喫煙場所の維持管理及び清掃を通じ、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」第1条（環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりの推進）に資することを目的とするものである。

1 業務内容

(1) 灰皿の清掃

履行期間中の土日祝日及び年末年始を含む毎日（ただし、後記「1日当たり清掃回数」が「1」である履行場所については元日を除く。）、灰皿ボトル内の吸殻等を回収し、ウエス等を用いて灰皿全体を清掃するものである。灰皿に粘着性の汚れが付着している場合には、必要に応じて洗剤やヘラなどの用具を併用して清掃する。その際、灰皿本体を損傷させないように留意するものとする。

毎回作業開始時には、利用者への挨拶を励行し、作業に支障を来たす場合には利用者に作業への協力を求めるなど、利用者が気持ちよく利用できるよう配慮を怠らないこととする。

作業終了時は、発煙防止のため灰皿ボトル内に清潔な水を底から10cm以上の高さになるまで注入するものとし、さらに発煙時の消火用として水を満たした2Lのペットボトル2本以上（ただし、後記「1日当たり清掃回数」が「2」である履行場所については、4本以上とする。）を灰皿脇の利用者の妨げにならない場所に残置させるものとする。

また、週1回、メッセージボード、プランター及びパーテーションの汚れ（ヤニ汚れや鳥ふん等）についても灰皿本体同様の清掃を行い、清潔感ある喫煙所を保つものとする。

(2) 指定喫煙場所及びその周辺の清掃

履行期間中の土日祝日及び年末年始を含む毎日（ただし、後記「1日当たり清掃回数」が「1」である履行場所については元日を除く。）、指定喫煙場所内及び指定喫煙場所境界から半径10mを目安とする範囲について、ごみ拾い、ホウキ、チリトリ等を使用して清掃を行なうものとする。その際に植栽プランター内のゴミ等にも留意を払うものとする。

あわせて、灰皿内部等に存する、委託者又は委託者が会計年度任用職員として任用する環境美化指導員が巡回指導中において集積した空き缶等のポイ捨てごみについて、回収するものとする。

(3) 指定喫煙場所の植栽管理

前（1）又は（2）の業務に際して、植栽プランター内の土の湿りが不十分な場合は、十分な量の灌水（夏場は毎日プランターごとに4リットル程度、冬場は2～3日に1回）を行うこととし、またプランター内に水タンクのあるものについては、タンク内の水量を

確認し、減少している場合は十分な量の水を補充することとする。

ただし、区画形態がパーテーション又はなしの指定喫煙場所においては、この限りではない。

また、各指定喫煙場所における植栽の樹木剪定整枝作業を年度内に1回、委託者と協議した日時において行うこととする。

作業にあたっては、台風・害虫等の被害を防止するとともに、樹木の正常な生長を阻害しない範囲で外観的な樹形の乱れを防ぎ樹高・樹冠等を整え、樹冠内部の通風・採光を良くし、樹木の枝条を美しく見せるために行うこととする。

作業に際し、各現場から発生する剪定枝の処分方法については、関係法令及び条例等を遵守し、適正に処分することとする。

業務完了時に、受託者がそれぞれの箇所における作業前後の写真を添付した業務記録を作成し委託者に提出するものとする。

(4) 指定喫煙場所の除雪

前(1)又は(2)の業務に際して、降雪により指定喫煙場所が凍結又は積雪がある場合は、指定喫煙場所内及び指定喫煙場所境界から半径10mを目安とする範囲について、除雪するものである。

(5) 路上喫煙者等に対する啓発

前(1)から(4)の業務従事中、路上喫煙禁止区域内の指定喫煙場所以外で喫煙又はポイ捨てをしている者を見かけた場合に、条例に基づき喫煙又はポイ捨てが禁止されている旨の啓発に努め、又は指定喫煙所の利用を呼びかけるよう努めるものとする。業務従事中は、これらの啓発、呼びかけに必要となるパンフレット等の啓発品を携行するものとする。

(6) その他本業務の目的を達成するために必要な事項

前(1)から(5)以外に、本業務の目的を達成するために委託者が指示する事項について実施するものである。委託者の指示する事項が、「さいたま市業務委託契約基準約款」第12条(業務内容の変更)に該当する場合は、同約款の定めるとおりとする。

2 履行場所及び作業回数

履行場所名	1日当たり の 清掃回数	指定喫煙場所の 区画形態	備 考 <灰皿の形態及び数量は参考>
大宮駅東口周辺	2	パーテーション	特大スタンド灰皿片面6基
浦和駅西口周辺	2	パーテーション	特大スタンド灰皿両面1基 特大スタンド灰皿片面3基
浦和駅東口周辺	2	パーテーション	特大スタンド灰皿両面2基 特大スタンド灰皿片面1基
南浦和駅西口周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿両面3基
北浦和駅西口周辺	1	パーテーション及び植栽	特大スタンド灰皿片面2基
武蔵浦和駅西口周辺	2	パーテーション	特大スタンド灰皿両面2基
東大宮駅東口周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿片面2基
宮原駅西口周辺	1	パーテーション及び植栽	特大スタンド灰皿両面2基
東浦和駅周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿両面2基
浦和美園駅周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿両面2基
北与野駅周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿両面1基
与野駅周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿両面1基
岩槻駅周辺	1	パーテーション	特大スタンド灰皿両面2基

3 履行期間及び作業時間

履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。作業時間は、1日当たりの清掃回数が「1」の履行場所については、午前7時から午後7時までの間とする。また、1日当たりの清掃回数が「2」の履行場所については、午前7時から正午までの間に1回、及び午後1時から午後7時までの間に1回実施するものとし、それぞれの回の間は4時間以上空けることとする。

4 業務履行に際する費用負担

前1（業務内容）を履行するにあたり、必要となるウエス、洗剤、ホウキ、チリトリ、ゴミ袋等の清掃用具、灰皿ボトル及びペットボトルに充填する水は受託者が用意する。ただし、水について事前に委託者が承認した上で、さいたま市が管理する公園、公衆トイレ等の公共施設から供給を受ける場合の水道料金は、委託者が負担する。

本業務で発生する吸殻、ごみ、汚水等の廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の定めに従い、受託者自身で適正に処理するものとする。仮にも、付近

の店舗、道路側溝、他の公衆用ごみ箱、ごみ集積所等に投棄又は遺棄することがあってはならない。

本業務を履行する上で必要となる被服は、受託者が負担する。

本業務を履行する上で必要となる移動に要する費用は、受託者が負担する。

前1（5）（路上喫煙者等に対する啓発）を履行するにあたり、必要となるパンフレット等の啓発品は委託者が受託者に支給する。

5 業務の再委託等について

「さいたま市業務委託契約基準約款」第5条第1項に規定する「委託者が設計図書において指定した主たる部分」とは、前2（履行場所及び作業回数）に掲げる履行場所のうち60%以上とする。

6 業務履行上の注意点

業務履行に際し自動車を使用する場合は、道路交通法等の法令の定めに従うことは言うに及ばず、駐車等については特段に留意するものとする。

業務履行中は、さいたま市の受託者であることに十分配慮し、粗暴な言動や行動を慎むこと。受託者は、清楚で清潔感がある制服を従事者に着用させ、名札を着用させることとする。

業務従事中の喫煙は慎むとともに、仮に喫煙する場合には本条例の遵守はもちろんのこと、通行人や市民から誤解を招来しないよう、くれぐれも留意するものとする。

受託者は、業務履行中に履行場所における異常を発見した際には、速やかに委託者に報告するものとする。

受託者は、本業務の受託を契機に、本業務の従事者はもちろんのこと、それ以外の従業員、関係会社等に本条例の趣旨について理解を深める努力を払うものとする。

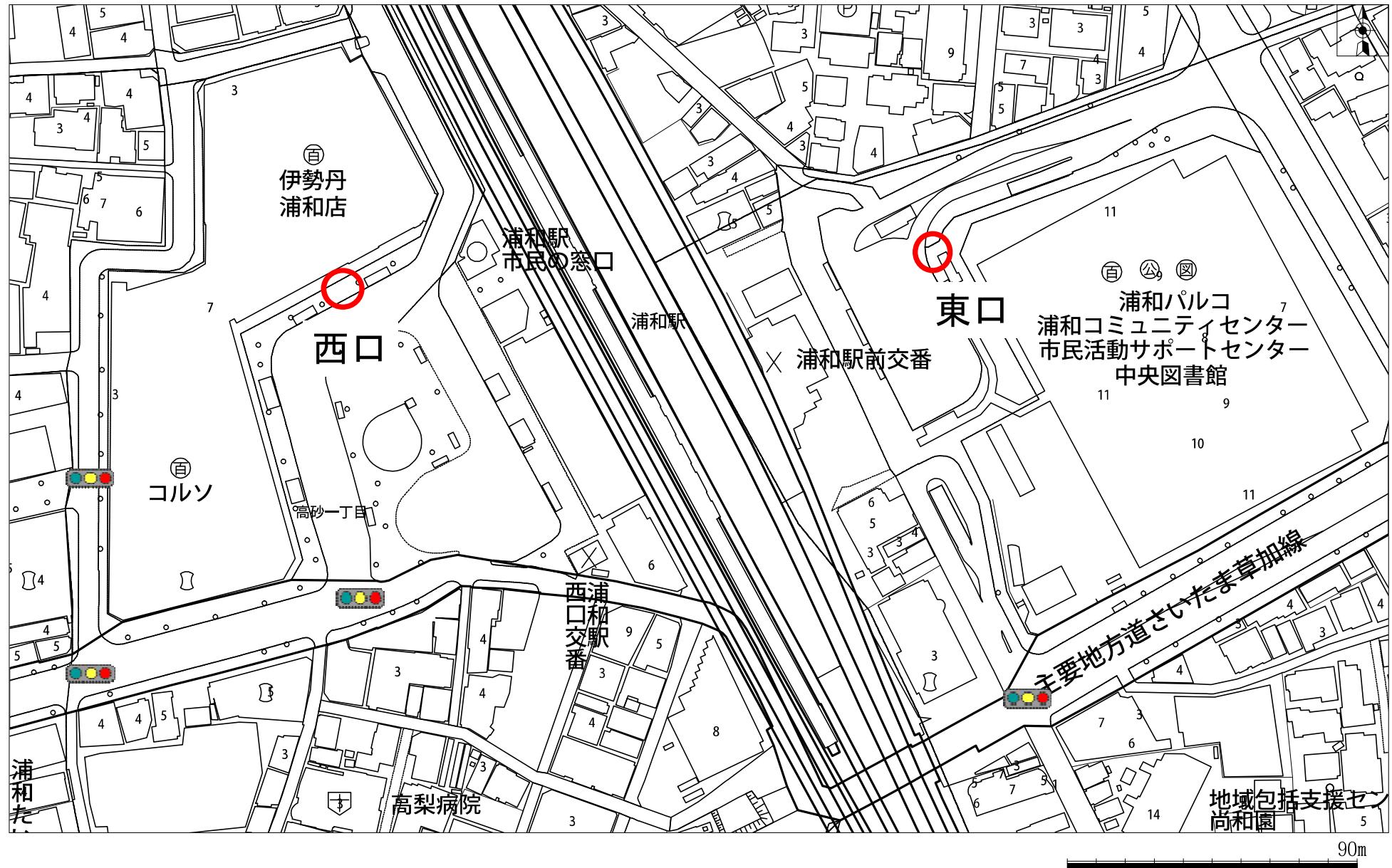
受託者は委託者が別に定める業務記録の様式に沿った業務記録を毎月作成し、履行した月の業務記録を翌月10日までに委託者へ提出するものとする。

受託者は、履行期間が満了するまでの間、さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可を有すること。

大宮駅東口周辺指定喫煙場所 案内図

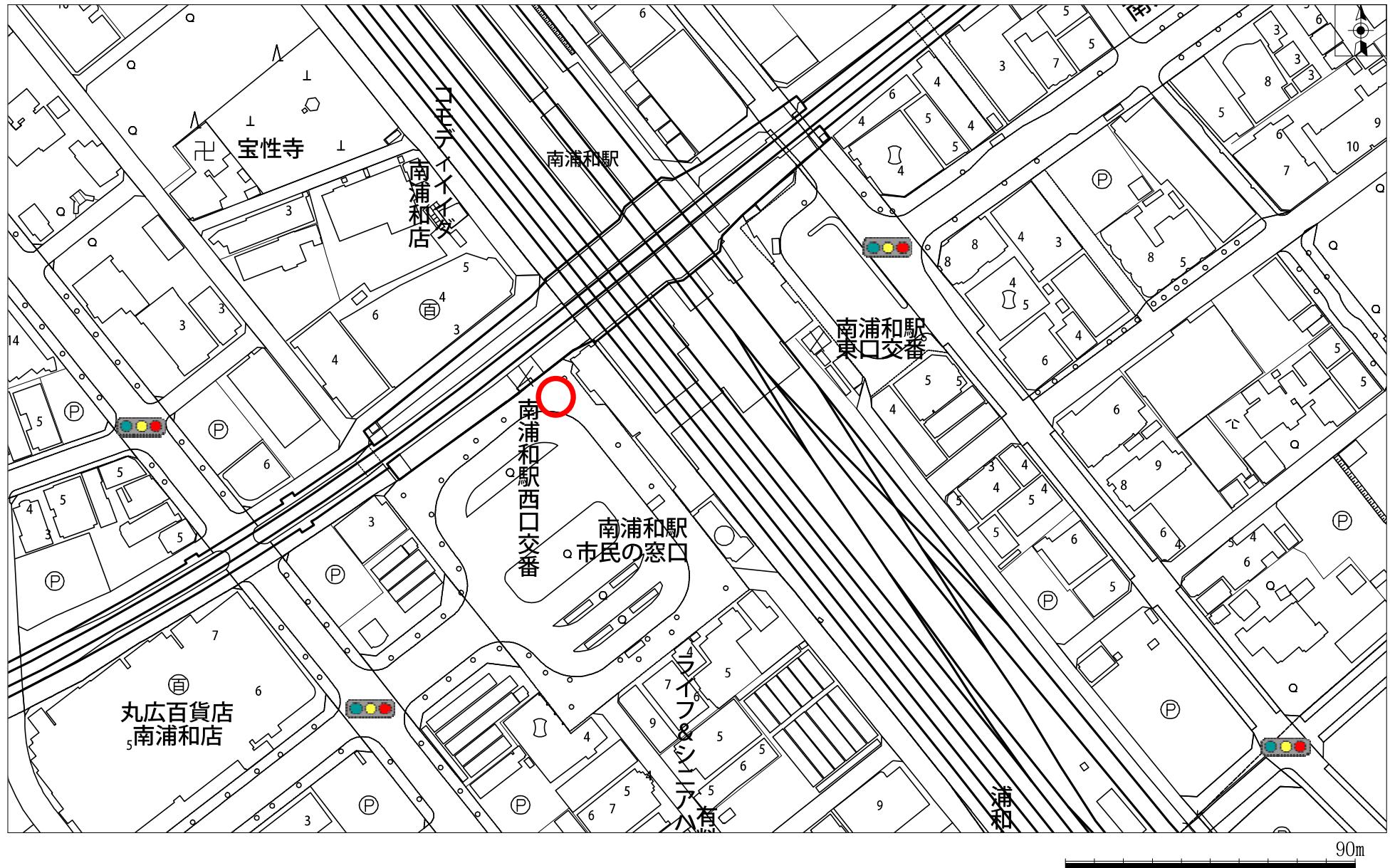


浦和駅東口及び西口周辺指定喫煙場所 案内図



○：指定喫煙場所

南浦和駅西口周辺指定喫煙場所 案内図



○：指定喫煙場所

北浦和駅西口周辺指定喫煙場所 案内図



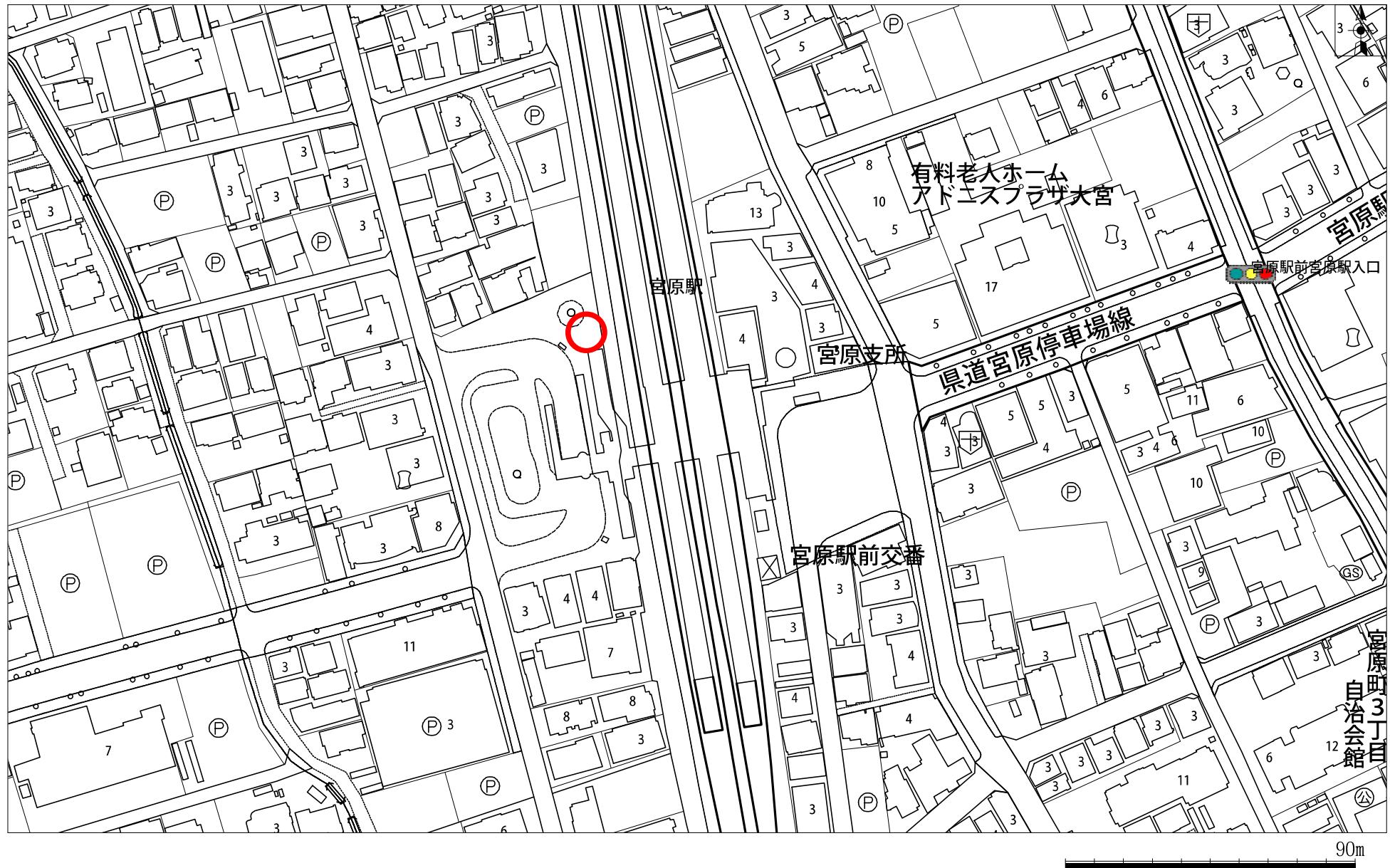
武藏浦和駅周辺指定喫煙場所 案内図



東大宮駅東口周辺指定喫煙場所 案内図

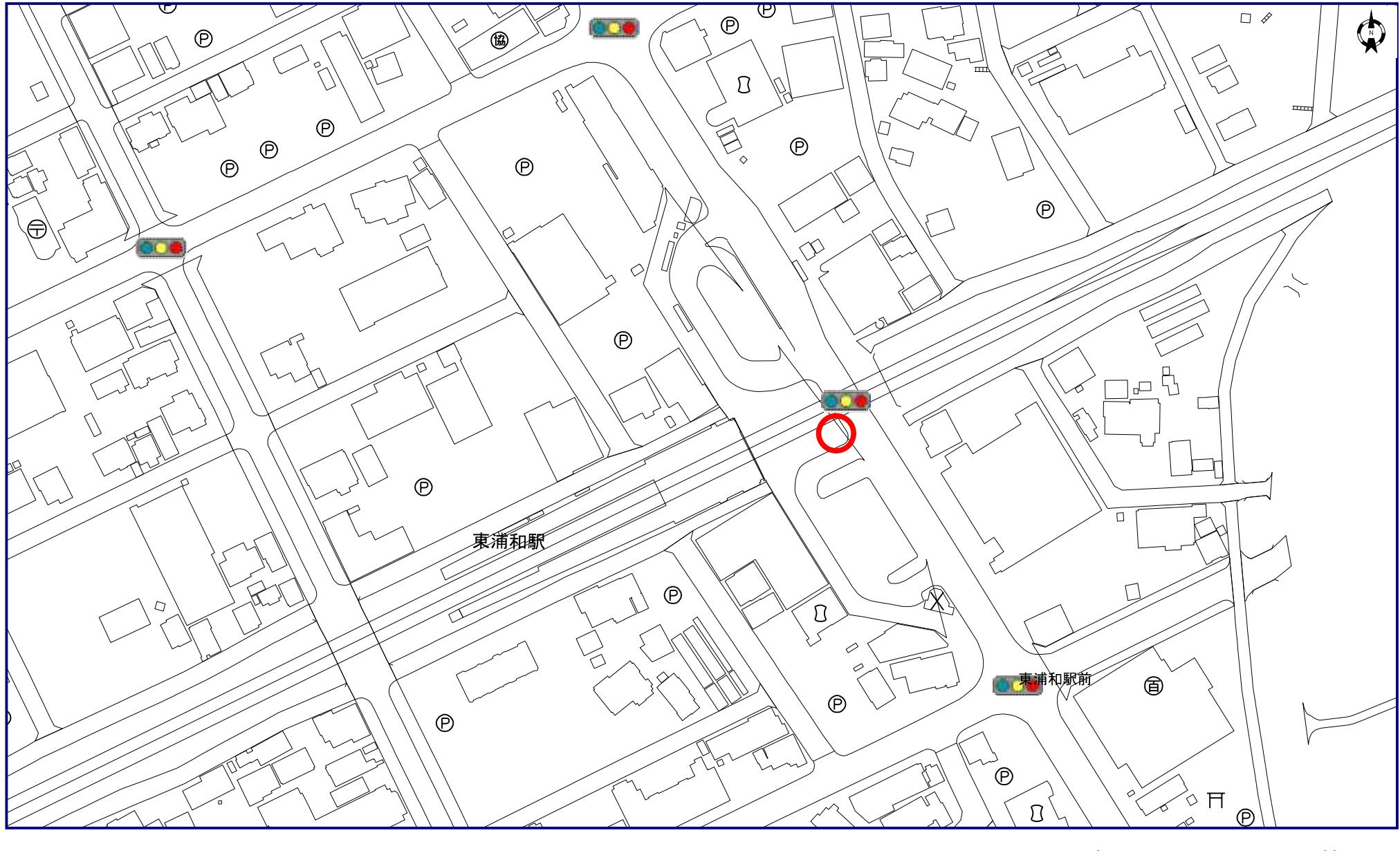


宮原駅西口周辺指定喫煙場所 案内図



○：指定喫煙場所

東浦和駅周辺指定喫煙場所 案内図



○ : 指定喫煙場所

浦和美園駅周辺指定喫煙場所 案内図



□ 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域

★ 指定喫煙場所

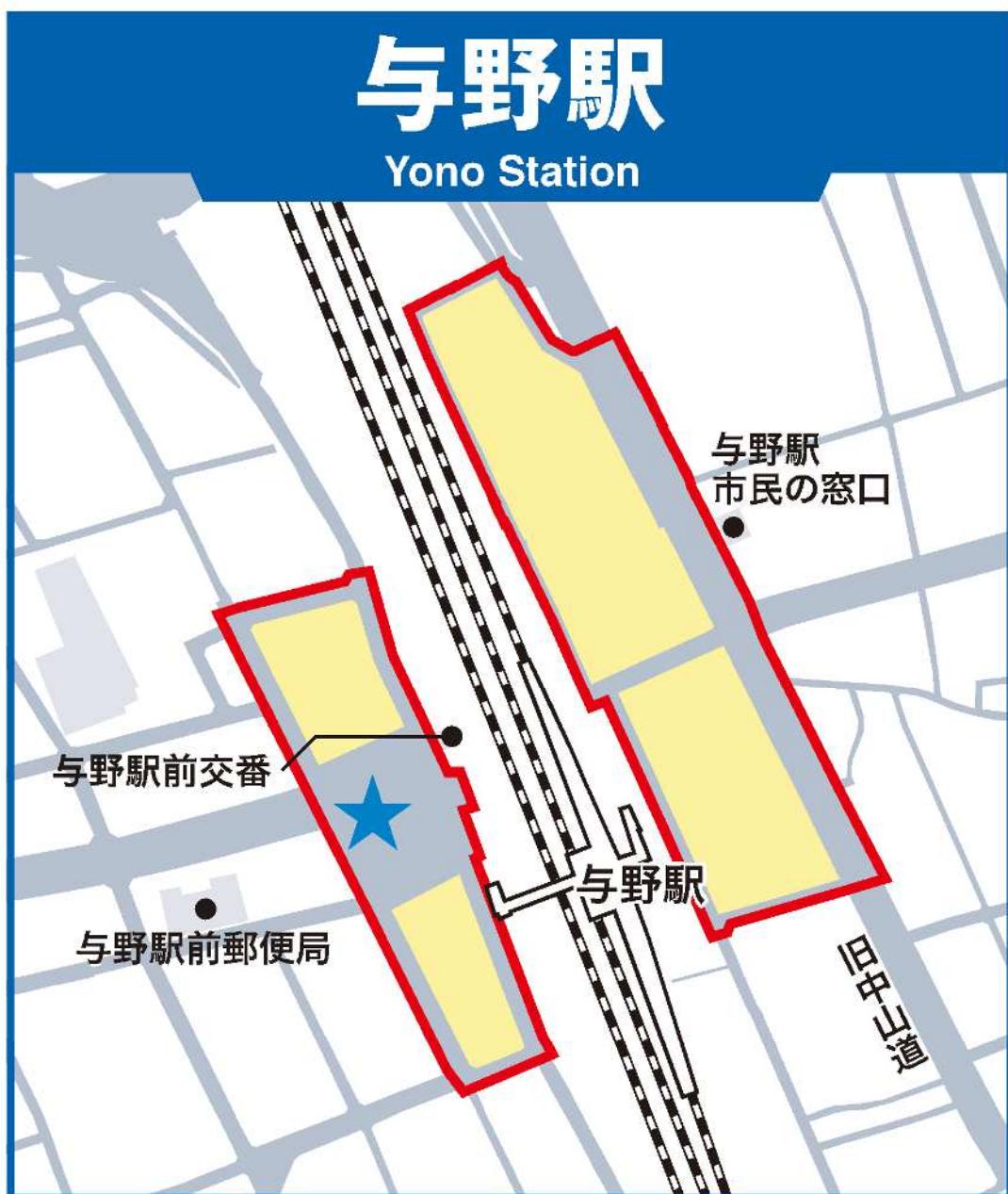
北与野駅周辺指定喫煙場所 案内図



□ 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域

★ 指定喫煙場所

与野駅周辺指定喫煙場所 案内図



■ 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域

★ 指定喫煙場所

岩槻駅周辺指定喫煙場所 案内図



■ 路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域

★ 指定喫煙場所